



金 沢 市 公 報

第 2 7 0 8 号

平成23年(2011年)11月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
住民票の職権消除について (市 民 課)	1
平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の最終処分場として産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量等の変更に係る許可に関する申請書等の縦覧について (環境指導課)	2
市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について (")	3

公 告	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	4
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	5
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について (都市計画課)	5
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	8
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	8
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	8

告 示

●金沢市告示第272号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成23年10月25日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成23年11月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市もりの里1丁目147番地	清 水 洋 子	女	昭和54年4月9日
金沢市木越3丁目123番地	西 山 博 之	男	昭和29年6月2日
金沢市片町2丁目10番34号	藤 川 清 信	男	昭和44年2月28日
金沢市野町2丁目7番11号	柳 瀬 精 彦	男	昭和19年4月28日
金沢市富樫2丁目1番15号	大 塚 忠 弘	男	昭和42年1月23日
金沢市窪4丁目145番地	安 田 堅 司	男	昭和38年1月18日
金沢市南森本町ワ66番地4	関 口 伸 一	男	昭和22年7月31日
金沢市不動寺町ホ237番地2	寺 脇 嗣 男	男	昭和26年10月2日
金沢市近岡町760番地1	安 江 外 志 行	男	昭和24年6月10日
金沢市玉鉾2丁目63番地2	樋 口 和 久	男	昭和52年7月24日
金沢市入江3丁目197番地	下 谷 珠 枝	女	昭和32年2月1日
金沢市矢木2丁目364番地	吉 倉 外 茂 美	女	昭和63年2月18日
金沢市神宮寺2丁目6番17号	上 鶴 松 美	男	昭和32年2月4日
金沢市平和町2丁目4番10号	姉 崎 勉	男	昭和23年1月4日
金沢市神宮寺2丁目12番20号	地 家 需	男	昭和22年6月13日
金沢市桂町リ23番地5	王 生 圭 祐	男	昭和54年8月24日

金沢市畝田中1丁目1番地	東 聖 子	女	昭和39年9月9日
金沢市金石西2丁目4番10号	西 川 隆 志	男	昭和37年7月8日

●金沢市告示第273号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

第4項の表中

1	卯辰山公園	金沢市末広町、卯辰町、東御影町、豊国町、常盤町、観音町3丁目、鳴和町、子来町、東長江町及び鈴見町の各一部	金沢市都市整備局 緑と花の課に保管する区域図による。	大正3年 2月1日	平成16年 3月31日		を
---	-------	--	-------------------------------	--------------	----------------	--	---

1	卯辰山公園	金沢市末広町、卯辰町、東御影町、豊国町、常盤町、観音町3丁目、鳴和町、子来町、東長江町及び鈴見町の各一部	金沢市都市整備局 緑と花の課に保管する区域図による。	大正3年 2月1日	平成16年 3月31日		に
2	大乘寺丘陵公園	金沢市長坂町ヲ135番		平成23年 11月1日			

改める。

●金沢市告示第274号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者から、当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の最終処分場として産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量並びに位置、構造等の設置及び維持管理に関する計画の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に関する許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設に係る変更に関し利害関係を有する者は、金沢市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 申請をした者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名 称 クリーンライフ株式会社
 - (2) 所 在 地 金沢市舘町又6番地
 - (3) 代表者の氏名 毎田 正男
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
金沢市三小牛町24字1番1ほか57筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
- 5 申請年月日
平成23年10月20日
- 6 縦覧場所
金沢市環境局環境指導課
- 7 縦覧期間
平成23年11月1日から同年12月1日まで
- 8 縦覧時間
午前9時から午後5時45分まで
- 9 意見書の記載事項
(1) 生活環境保全上の見地からの意見
(2) 提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
(3) 対象事業の名称
- 10 意見書の提出期間
平成23年11月1日から同年12月15日まで
- 11 意見書の提出先
金沢市環境局環境指導課

●金沢市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	金石北1丁目線 1号	金石北1丁目 376番 1先から	旧	3.9~4.0	35.0
		金石北1丁目 376番 3先まで	新	5.0	35.0
一般市道	金石北1丁目線 14号	金石北1丁目 376番 3先から	旧	3.9~4.0	22.1
		金石北1丁目 376番 5先まで	新	5.0	22.1
一般市道	栗崎6号 栗崎町線 41号	栗崎町 50番 3先から	旧	4.5~8.5	33.5
		栗崎町 50番 3先まで	新	18.0~21.0	33.5
一般市道	三馬7号 米泉町7丁目線 4号	米泉町7丁目 60番 21先から	旧	5.1~5.3	97.9
		米泉町7丁目 60番 1先まで	新	5.4~5.6	97.9
一般市道	米丸19号 東力1丁目線 17号	東力町 イ 19番 1先から	旧	3.2~3.6	34.1
		東力町 イ 19番 5先まで	新	3.7	34.1
一般市道	森本22号北森本町線	北森本町 ト 82番 2先から	旧	2.6	34.4
		北森本町 ト 82番 4先まで	新	4.7	34.4

●金沢市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
金石北1丁目線 1号	金石北1丁目 376番 1先から 金石北1丁目 376番 3先まで	平成23年11月1日
金石北1丁目線 14号	金石北1丁目 376番 3先から 金石北1丁目 376番 5先まで	平成23年11月1日
粟崎6号 粟崎町線 41号	粟崎町へ 50番 3先から 粟崎町へ 50番 3先まで	平成23年11月1日
三馬7号 米泉町7丁目線 4号	米泉町7丁目 60番 21先から 米泉町7丁目 60番 1先まで	平成23年11月1日
米丸19号 東力1丁目線 17号	東力町イ 19番 1先から 東力町イ 19番 5先まで	平成23年11月1日
富樫16号 窪3丁目線 21号	窪3丁目 280番 1先から 窪3丁目 280番 1先まで	平成23年11月1日
富樫21号 山科町北線 8号	山科町チ 118番 3先から (旧山科町チ 138番 1先) 山科町(元三馬村字西泉) 又 10番 27先まで (旧山科町(元三馬村字西泉) 又 10番111先)	平成23年11月6日
森本22号北森本町線	北森本町ト 82番 2先から 北森本町ト 82番 4先まで	平成23年11月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻しん風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん風しん 第4期	17歳となる日の属する年度の5月20日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者		

日本脳炎第2期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、9歳以上の者
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
麻疹第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
麻疹第4期	17歳となる日の属する年度の5月20日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
風しん第4期	17歳となる日の属する年度の5月20日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
久保 達哉	小松市民病院	小松市向本折町水60番地	麻疹風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻疹第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
25	石川総合管理株式会社	金沢市畝田西3丁目187番地	平成23年10月12日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成23年10月17日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

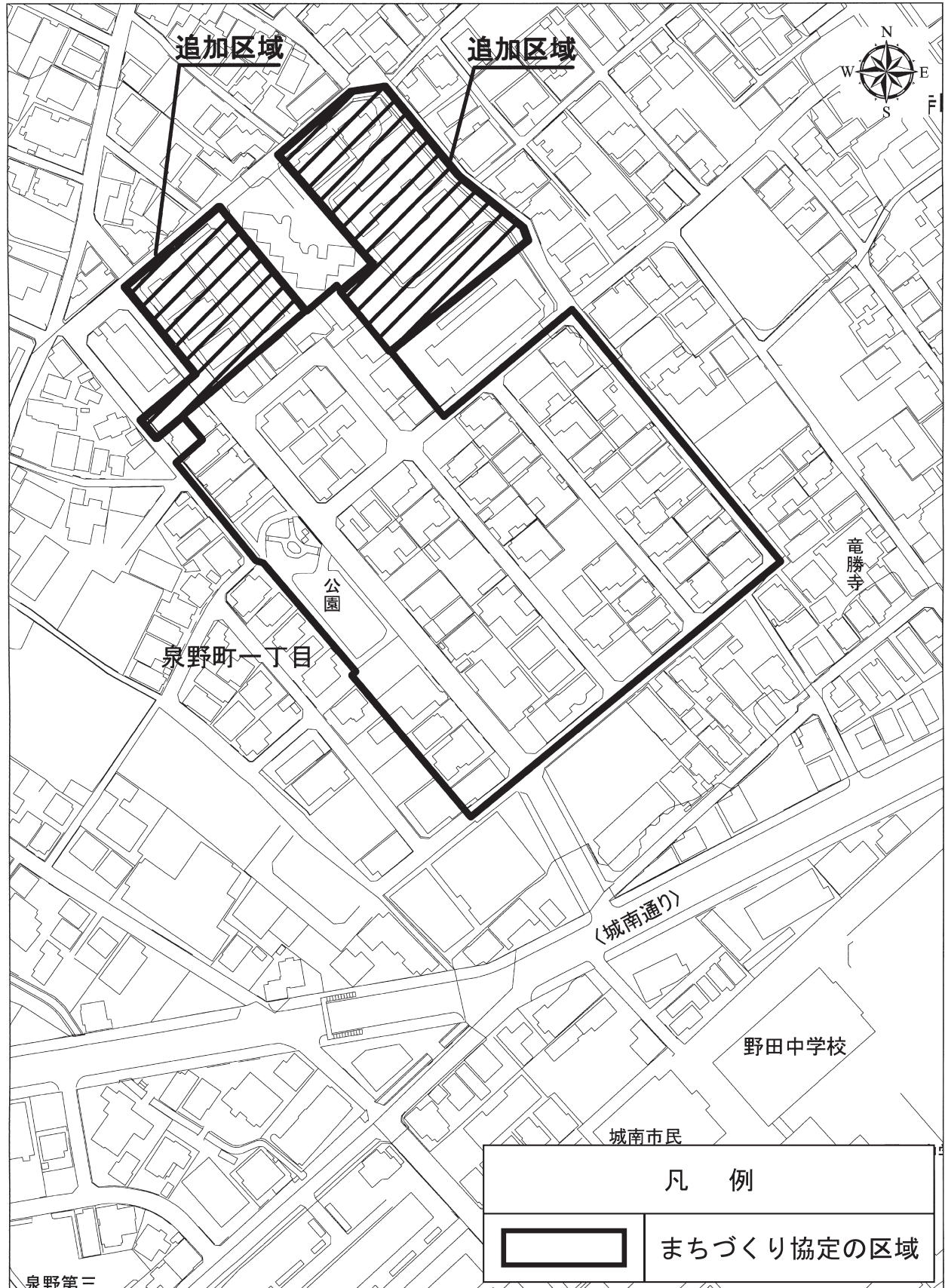
平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
泉野町1丁目泉工会地区住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成23年10月17日
- 3 協定番号
8
- 4 協定の名称
泉野町1丁目泉工会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約2.2ha	約2.9ha
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(5) 集会場のうち、葬儀業の用に供するもの（俗称「セレモニーホール等」）</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する団体の事務所</p>

泉野町1丁目泉工会地区まちづくり協定区域図



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成23年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

消 防 局 公 告

金沢港北地区特別防災区域防災訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年11月1日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（大野町4丁目地内）

日 時 平成23年11月8日（火） 午後3時から午後3時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第29号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
専光寺町、赤土町及び佐奇森町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
2の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成23年(2011年)11月1日 印刷

平成23年(2011年)11月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄